

取組宣言飲食店応援奨励金

に関するお知らせ（12月14日時点版）

取組宣言飲食店応援奨励金とは？

新型コロナウイルス感染症第6波への備えと社会経済活動の回復に向けて、市内の飲食店で新型コロナウイルス対策取組宣言を行い、岡山県飲食店感染防止対策第三者認証を取得した方への **奨励金** です。

交付金額

一店舗につき

10万円

（1回限り）

交付対象者

市内の飲食店で新型コロナウイルス対策取組宣言を行う事業者

交付要件

①～④全ての要件を満たすことが必要です。

- ①食品衛生法（昭和22年法律第233号）における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること
- ②岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度実施要綱（令和3年7月12日施行）における認証を取得していること
- ③本奨励金受領後も、引き続き市内で取組宣言飲食店及び第三者認証店として事業を継続する意思があること
- ④市税の滞納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む）

申請受付期間

令和3年12月21日（火）から令和4年3月8日（火）まで

※ 令和4年1月31日（月）までに岡山県に第三者認証制度を申請し、同年2月28日（月）までに認証を受けた方が対象です。 第三者認証制度は、申請から認証まで1,2か月かかる場合があります。

申請方法など、詳しくは中面、裏面をご確認ください。➡

奨励金の申請要件等

申請の前に

●次の項目全てに該当する方が申請できます。

- ☐ 本奨励金受領後も、引き続き市内で取組宣言飲食店及び第三者認証店として事業を継続する意思がある
- ☐ 食品衛生法における飲食店又は喫茶店の営業許可を受けている
- ☐ 倉敷市の「新型コロナウイルス対策取組宣言」※1を行っている
- ☐ 「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度」※2の認証を受けている
- ☐ 新型コロナウイルス対策取組宣言シート及び岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度認証ステッカーを店舗に掲示している
- ☐ 市税の滞納がない（徴収猶予を受けている方を含む）
- ☐ 代表者又は役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者でない

※1 新型コロナウイルス対策取組宣言について

対 象：市内で新型コロナウイルス感染予防対策に取り組む事業者

申 込 先：所管の商工会議所・商工会

申込方法：「Web」又は「郵送」

【問合せ先】

倉敷商工会議所：424-2111 児島商工会議所：472-4450 玉島商工会議所：526-0131
つくば商工会 : 428-0256 真備船穂商工会：698-0265



取組宣言店として登録済みの方は、取組宣言事業所IDも確認できます。



※2 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度について

対 象：食品衛生法に定められた許可を受けた飲食店で、かつ、
その場で飲食を行う飲食店 ※一部対象とならない営業形態があります

申 請 先：岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業事務局

申請方法：「Web」又は「FAX」

【問合せ先】 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業事務局：086-222-5611



申請に必要な書類

提出物

※②, ⑥, ⑦は, **店舗ごと**のものを提出してください。

①倉敷市新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店応援奨励金交付申請書

②飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し

③事業主であることを証する書類（個人に限る）

例：直近の確定申告書の写し等

※ 創業から1年に満たない等の理由で確定申告を行っていない場合は、開業届の写し

④申請者確認書類 詳しくは「よくあるご質問」で確認してください。

<法人の場合> 例：履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）の写し

<個人の場合> 例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）

⑤倉敷市税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）※所定の申請書で倉敷市税制課に申請

⑥新型コロナウイルス対策取組宣言シート及び岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度認証ステッカーを店舗に掲示している写真

⑦岡山県飲食店感染防止対策第三者認証制度認証通知書の写し

⑧口座通帳の写し（おもて面と通帳を開いた1,2ページ目の両方）

※法人は法人名義、個人は申請者名義

								
① 交付 申請書	② 営業 許可書	③ 確定 申告書	④ 運転 免許証	⑤ 納税 証明書	⑥ 宣言 シート	⑥ 認証 ステッカー	⑦ 認証 通知書	⑧ 通帳
			（法人は 履歴事項 全部証明書）		店舗又は店頭での掲示写真			（法人は 法人名義 個人は 申請者名義）

提出上の注意

※申請書「裏面」の「誓約・同意事項」の氏名は、自署となります。

※「奨励金の申請者」と「飲食店等営業許可書の営業者氏名」が異なる場合は、「飲食店等営業許可書に係る確認書（別紙1）」を提出してください。

※確定申告書類の提出にあたっては、必ず申告済の次のものをご用意ください。

税務署の「收受日付印」が押された控え、e-Taxの場合は「電子申告日時」が印字された控え又は「受信通知（所得額の記載あり）」を添付したもの

提出方法等

申請書に必要事項を記載し、必要書類（3ページ参照）を添付して期限内に提出してください。



申請書の入手方法

- 倉敷市のホームページからダウンロード

 **倉敷市 取組宣言飲食店応援奨励金** で検索してください

URL: <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/38095.htm>

- 市役所又は市内の商工会議所、商工会窓口でも配布しています。

郵送・窓口

※感染症拡大防止のため、原則、郵送で提出してください。

● 郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

郵送料は申請者の負担となります。

【郵送先】 〒710-8565 倉敷市西中新田640
倉敷市事業継続支援室

※「**奨励金申請書在中**」と**朱書き**してください。

● 窓口へ提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、本庁及び各支所設置の受付BOXに投函してください。

【提出窓口】 総合案内（本庁1階）
児島・玉島・水島・真備支所産業課

【受付時間】 平日9時から17時まで

問合せ先

- ご不明な点は、市のホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/38095.htm>



倉敷市事業継続支援室コールセンター

TEL 086-426-3050 【受付時間】 平日9時から17時まで